



消火器の 安全な取扱い

設置と点検・整備にあたっての安全対策資料

消火器の
耐用年数は
8年～10年です。

設置消火器は
定期的に点検
してください。



ヤマトプロテック株式会社

CONTENTS

新蓄圧化宣言 [ヤマトプロテック蓄圧式消火器の特長]	02
消火器による事故について 新聞報道	03
外観点検で異常と認められる消火器例	05
老朽化消火器に係る破裂事故の発生状況	06
消火器の取扱いについてのご注意	07
■設置にあたっての安全対策	
■点検にあたっての安全対策	
■消火器の耐用年数について	
■廃消火器の取扱いについてのご注意	
■放射後の健康被害防止の為の注意事項	
消火器廃棄時の注意事項	08
資料集	09
消火器による事故について 事故概要一覧	10
消火器による事故について 関連通知・通達等	14
■消火器の廃棄処理の指導について (昭和54年1月24日 消防予第17号)	
■型式承認の失効した消火器の廃棄処理に係る事故対策等について (昭和57年6月28日 消防予第142号)	
■消火器による人身事故防止について (昭和60年5月31日 消防予第72号)	
■消火器の点検等の推進について (昭和61年2月27日 消防予第14号)	
■消火器に係る人身事故防止の徹底について (昭和63年12月9日 消防予第172号)	
■消火器の廃棄に際しての事故防止について (平成13年3月9日 消防予第77号)	
■老朽化消火器の適切な取扱いに係る周知の徹底について (平成21年9月17日 消防予第394号)	
■過去10年間における老朽化消火器の破裂による人身事故の状況	
事故防止のための消火器の耐用年数明記について (社団法人 日本消火器工業会)	21
「耐用年数8年～10年」について	22
■消火器は圧力容器です	
■「耐用年数8年～10年」とした理由	
■住宅用消火器はメンテナンスフリーです	
■消火器を廃棄する場合は専門業者に依頼してください	
■廃消火器リサイクルシステム	
廃消火器の適切な処理について	27
■廃消火器とは?	
■ヤマトプロテックの対応	
●消火器の年度別製造本数	
●上抜き式以外の安全栓／各メーカーの失効消火器例	
■ヤマトプロテックの取り組み	

＼新・蓄圧化宣言／

人と地球に、もっとやさしく、安全に。

■ヤマトプロテック蓄圧式消火器の特長■

安全性

常に圧力がかかっているため、容器が劣化している場合も破裂リスクが少なく安全。



確実性

指示圧力計（ゲージ）の針が規定部分にあれば確実に消火能力を発揮。



環境配慮

圧力源にCO₂ではなく、環境に負荷がかかる窒素ガスを使用。



操作性

弱い力でもレバー操作ができ、放射・ストップが自由自在。



放射性

レバーを握ると同時に消火薬剤を放射。均一な圧力で安定した放射が可能。



耐候性

容器内の圧力が温度変化に影響されないため、寒冷地でも正常に使用可能。

-30°C
まで対応



これからよろしく、蓄圧タイプ。

今までありがとうございました、加圧タイプ。

これまで長年にわたり活躍し、消防活動に貢献してきた加圧式消火器。ヤマトプロテックでは創業以来数千万本の加圧式消火器を販売し、かけがえのない生命と財産を守ってきました。多くの方々に「愛顧いただきてきた消火器の多數は、加圧式と呼ばれる消火器ですが、一部の特殊用途を除き生産を中止いたします。今後は、より安全性が高く破壊リスクが少ない「蓄圧式消火器」へと生産体制をシフトしていく予定です。加圧式から蓄圧式へと消火器は進化しても、私たちが消火にかける熱い想いは変わりません。これからもずっと「命と財産を守るため、ヤマトプロテックは新しい領域に挑戦し、安全で快適な社会の構築に積極的に貢献します。

消火器による事故について

新聞報道—2

北海道新聞 昭和60年4月13日

消防器破裂 顔を直撃

稚内

東京新聞 平成2年6月15日

十五日前八
奈川県横須賀
■ 古物解体室
■ が作業場で、
消防器(直徑二
六八寸)を解
部についている
様九寸)をはず
ころ、フタが飛
し、即死した。

消火器フタ直撃、即死

横須賀署の調べによると
この消火器は使用する場合



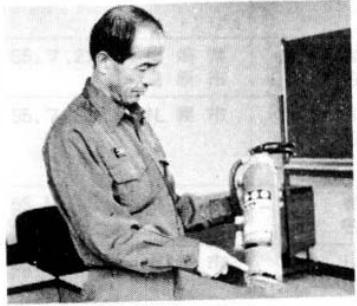
燃食が進み破裂した消火器

4年半 無点検 溶接腐食、底抜き

操作中、会社員が死亡

鹿児島新報 平成2年12月13日

腐食消火器で女兒けが



点検を一加世田消防署で

安全栓はずし破裂 耐用年数を4年経過

用	場	な
活動の場所を決める場所に置く 「ここ」の注意を呼び かづけめど」指揮、啓 発活動を始めたばかりの「こ	場	な

加世田市

毎日新聞 昭和61年11月9日



底板（下の丸い板）
突っ飛んだ消火器

を握つたばかり、底の板が抜けて船体ガスが噴射。はすみで海水が船体飛び上がり、船さまのまことに近寄る衝撃で即死した。

加島署の調べでは、
■ 本社・東
京の鉄道消火器で、高さ五
寸、直徑二寸。
二〇、消防器具と同様に爆破力
ス(?)のようつており、四十
五年の製造。長い間駐

会社員の處分の中のレバー握つたとたん

加古川

て、底が壊れたなどである。このように、消防栓の不効率使用や耐用年数の短縮化は、主に、1951年～1968年製造のものは特に、8年程度で、年まで使用を認められていない。

外観点検で異常と認められる消火器例

■本体容器

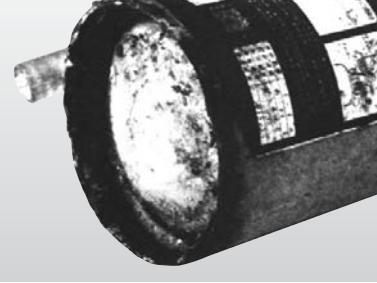
次のような一腐食・損傷のあるものは、強度上 [危険] ですから廃棄してください。



・層状はく離の腐食



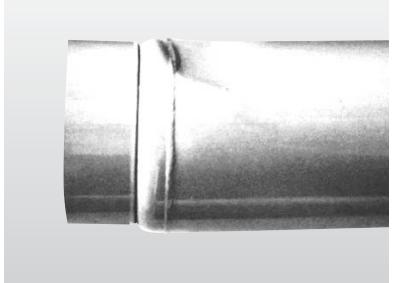
・あばた状の腐食



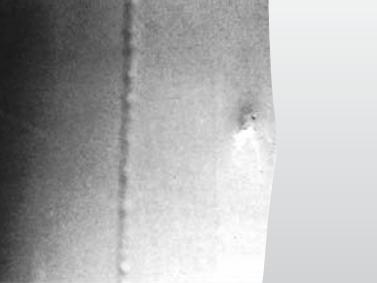
・溶接部とその周辺の腐食



・紙やヤスリでサビを落としても地肌に腐食が残るもの



・使用に耐えない変形



・使用に耐えない鋭いキズ

■キャップ

次のような一ひび割れ・変形・腐食の生じているものは、速やかに [新品と交換] してください。



・ひび割れ



・変形



・腐食

■合成樹脂製品のひび割れ及び表面熔解状況



・ひび割れ



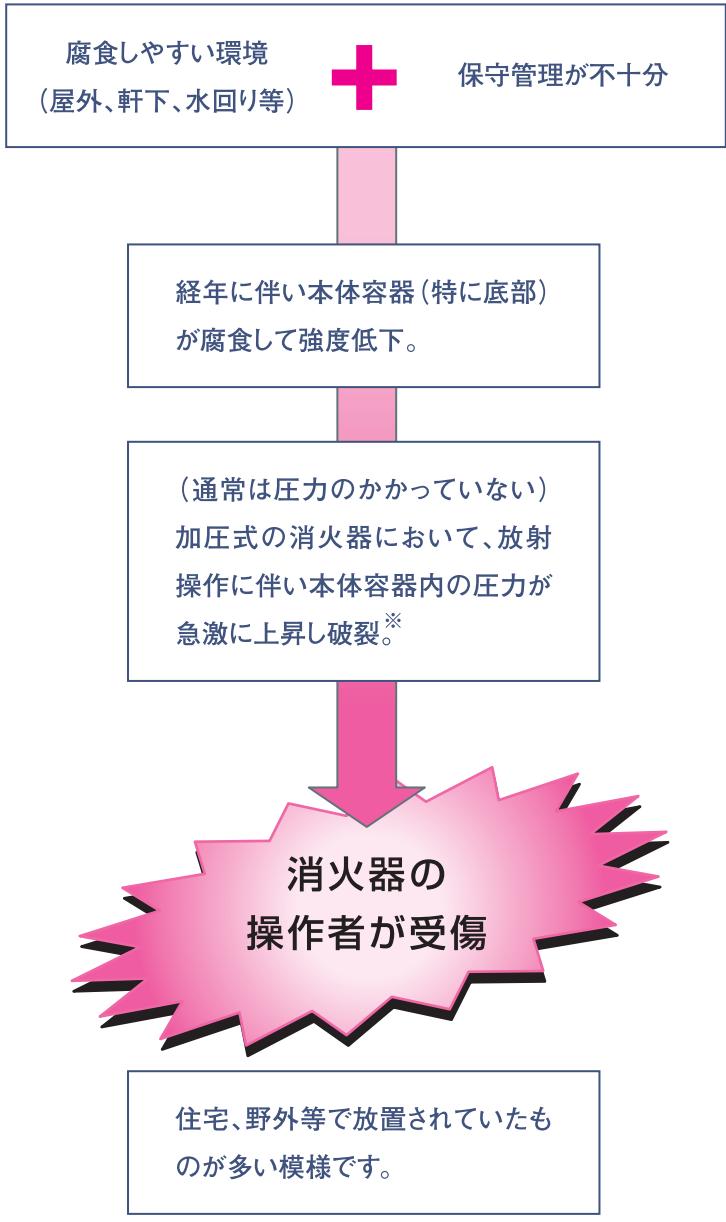
・表面溶解による変形

* (社)日本消火器工業会『消火器廃棄マニュアル』より転載

老朽化消火器に係る破裂事故の発生状況

■主な事故の類型

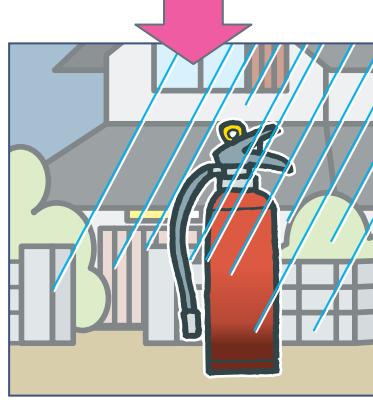
○事故の類型として最も多い内容



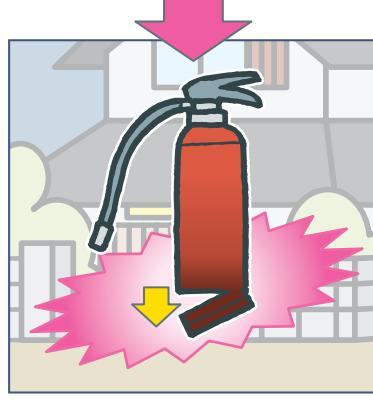
(イメージ)



屋外や軒下等腐食しやすい環境に
消火器を放置。



経年に伴い、本体容器の腐食が進行。



廃棄時等の放射操作に伴い、本体
容器内の圧力が急激に上昇。



容器(特に底部)が圧力に耐え切れ
ず破裂。

※蓄圧式でも、腐食による強度低下等と相まって、廃棄処理時の過度の応力や
衝撃により破裂する事例が散見されます。

※消防庁予防課 事務連絡 平成23年10月11日 参考

消火器の取扱いについてのご注意!

廃消火器の破裂事故が連続して発生し、社会的な問題になっています。

このような事故を未然に防ぐため、次に示すことがらについては、十分ご注意ください。

■設置にあたっての安全対策

消火器を設置する際は、水・熱・日光・腐食性ガス・薬品などから、できるだけ避けたところに設置してください。

やむを得ず、容器にサビや腐食あるいは劣化を著しく促進させるところ、また、機能障害につながる恐れがある場所に設置しなければならないときは、短期間の内に腐食が進行しないような防止処置を施してください。さらに点検期間を短縮して維持管理に十二分に留意してください。

- 家庭用などの法的対象外の消火器設置についても、一般の消火器と同じように注意をしてください。



■点検にあたっての安全対策

設置している消火器は、劣化・機能障害を早期に発見するための点検を定期的に行い、不良部品の交換や消火薬剤の再充てんなどを確実に実行しなければなりません。なお、点検整備時に事故を起こさないため、消火器の取扱いには十分注意して作業してください。

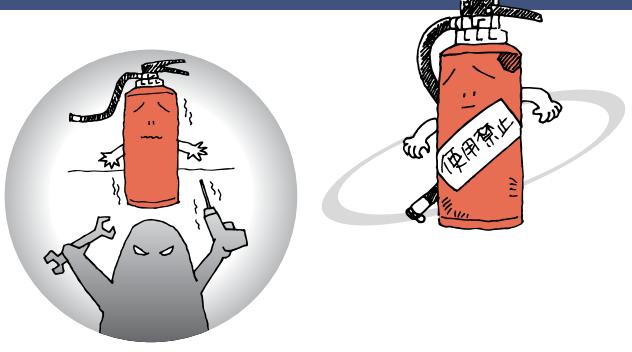
- 容器のサビや腐食・劣化の著しいものは新しい消火器と一刻も早く取り替えてください。

■消火器の耐用年数について

工業製品である以上、消火器にも経年変化による寿命があります。消火器は圧力容器です。社団法人日本消火器工業会では、消火器容器の寿命は、おおむね「耐用8年～10年」と考えています。

■廃消火器の取扱いについてのご注意

- 1・廃消火器には、必ず[使用禁止]のラベルなどを貼ってください。
- 2・絶対に廃消火器で消火訓練をさせないでください。
- 3・廃消火器を所かまわざ放置させないでください。
- 4・廃消火器を勝手に分解させないでください。
- 5・廃消火器は、すみやかに処置してください。
- 6・廃消火器はメーカーに渡してください。



■放射後の健康被害防止の為の注意事項

- 粉末消火薬剤は消火を目的とし、安全性が高く身体への影響は軽微です。
- 通常の使用により薬剤を吸引した場合、眼・鼻・喉に違和感を生じることがあります。
- 消火薬剤の清掃には十分な換気の元で、吸引及び眼・皮膚等に付着しないようマスク等の保護具を着用してください。
- 万一身体に異常を感じる場合は、医師の診断を受けてください。

消火器廃棄時の注意事項

個別の回収持ち込みについては、事前に最寄りの特定窓口または指定引取場所へお問い合わせください。

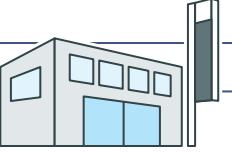
■株式会社 消火器リサイクル推進センター

<http://www.ferpc.jp/index.html>

■リサイクル窓口検索はこちら… <http://www.ferpc.jp/accept/>

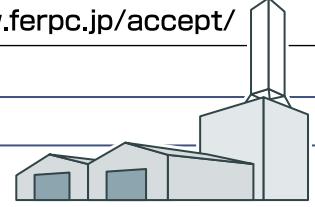
■特定窓口

消火器の販売代理店のうち、社団法人日本
消火器工業会が廃消火器の収集運搬／保管を委託した事業者で、
排出者からの廃消火器を廃棄物として引き取ることができる窓口です。



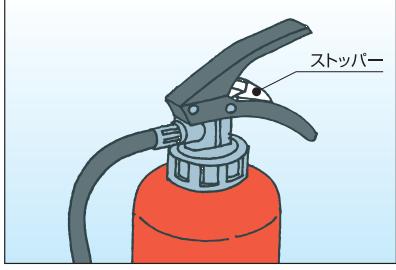
■指定引取場所

廃消火器を引き取る場所と
して、あらかじめ社団法人日本消火器工業会が指定した場
所であり、排出者が廃消火器を持ち込むことができる場所です。



収集運搬の際は、廃消火器や廃消火薬剤が飛散・漏えいしないように処置してください。

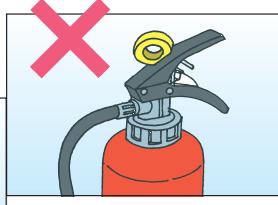
●安全栓の有無を確認しましょう。



安全栓がない場合



安全栓が正しくセットされていない場合



●安全栓がない場合や正しくセットされていない場合は正しくセットするか、テープなどで固定しましょう。



安全栓を正しくセットする



ストッパーが固定されている状態にセットする

●中身が漏れている物は袋に入れましょう。



安全栓がない場合はテープなどで固定する



ストッパーが固定されていない



持ち込み本数が大量の場合には、事前にご連絡いただけすると事務手手続きが円滑に進みますので、ご協力をお願いします。

資料集

消火器による事故について

事故概要一覧ー1

事故発生年月日	場所	人的被害	機種型式	事故概要	
				事故発生時の状況	破損箇所
1968.12.3	東京都千代田区	両眼に液体が入った	強化液加圧式	消火訓練中キャップから消火液が噴出	整備時のパッキン忘れ、締めすぎ
1973.5.16	石川県金沢市		強化液蓄圧式	サイホン管不良による放射不能	ポリエチレンサイホン管不良
1973.6.6	京都府京都市		破蓋転倒式泡10型 1963年製造	旅館の従業員を対象とした消火訓練中	ポリカーボネート製上蓋が破損安全弁作動せず
1973.9.17	京都府京都市	負傷者1名	転倒式泡10型 1962年製造	町内会員を対象とした消火訓練中	ポリカーボネート製上蓋が破損安全弁作動せず
1975.7.23	東京都文京区		ABC粉末加圧式 無検定品	台所でガスコンロ使用中 消火器本体の内圧変化による破裂	
1975.9.1	山口県防府市	負傷者1名	ABC粉末加圧式20型 1963年製造	工場従業員を対象とした消火訓練中	底板溶接部付近が破損
1976.7.13	東京都大田区		ABC粉末加圧式4型 1975年製造	温度変化による内圧上昇により ノズルキャップの外れていたノズルから薬剤噴出	ノズルキャップの外れ
1977.3.31	東京都板橋区		ABC粉末加圧式 1970年製造	火災時頂部を叩いたが消火剤は放出せず、 本体上部が内圧により膨らみ破裂	容器本体上部
1977.5.22	愛知県名古屋市		ABC粉末加圧式2型 1967年製造	町内会を対象とした消火訓練中	金属製キャップの破損
1977.7.3	京都府京都市		転倒式泡10型 1963年製造	町内会を対象とした消火訓練中	ポリカーボネート製上蓋が破損、安全弁作動せず
1977.7.16	兵庫県神戸市	負傷者1名	転倒式泡 1964年製造	町内会を対象とした消火訓練中	上蓋が破損
1977.7.17	京都府京都市	負傷者1名	転倒式泡10型 1963年製造	町内会を対象とした消火訓練中	ポリカーボネート製上蓋が破損、安全弁作動せず
1977.9.10	東京都東村山市		強化液 3.0L 1976年製造	消火訓練中、本体容器の口金のネジ部が破断していた	キャップネジ部
1977.10.23	兵庫県神戸市	負傷者1名	ABC粉末加圧式 1968年製造	消防隊出動中、自動車火災を発見し使用	金属製キャップの破損
1977.11.25	兵庫県神戸市		ABC粉末加圧式 1971年製造	自衛消防大会競技中	金属製キャップの破損
1977.12.2	東京都墨田区	負傷者1名	転倒式泡 1959年製造	ホース取付部の目詰まりによる内圧上昇と消火器の腐食が原因で蓋が離散し負傷	ホース取付部目詰まり、キャップ破損
1977.12.9	東京都江東区	負傷者1名	ABC粉末加圧式10型 1974年製造	自衛消防訓練中	金属製キャップの破損
1977.12.12	熊本県荒尾市		ABC粉末加圧式	キャップ亀裂	キャップ
1978.1.24	山梨県中巨摩郡		ABC粉末加圧式 1975年製造	火災消火時にピンを抜かずに操作	レバーの破損
1978.3.23	富山県富山市	死者1名	ABC粉末加圧式 1969年製造	野積みされていた廃棄消火器で遊んでいて操作レバーを握った	底部の袴部分の底板が抜けたもの
1978.3.25	東京都	負傷者1名	ABC粉末加圧式 1969年製造	火災消火のため使用	金属製キャップの破損
1978.5.25	東京都大田区	負傷者1名	ABC粉末加圧式 1969年製造	火災消火のため使用	金属製キャップの破損
1978.6.7	兵庫県神戸市		ABC粉末加圧式 1970年製造/1972年製造	自衛消防隊の訓練中	金属製キャップの破損
1979.4.25	徳島県鳴門市	死者1名	BC粉末加圧式 1970年製造	船の解体作業中、設置されていた消火器を試験した	底部の袴部分の底板が抜けたもの
1979.6.26	東京都豊島区	負傷者1名	ABC粉末加圧式 1974年製造	点検後廃棄消火器を訓練に使用	底部が破損

消火器による事故について

事故概要一覧—2

事故発生年月日	場所	人的被害	機種型式	事故概要	
				事故発生時の状況	破損箇所
1979.12.9	大阪府大阪市	負傷者1名	ABC粉末加圧式2型	市民の消火訓練中	合成樹脂(アクリル、ブジエン、スチロール混合)本体及びキャップの破損
1980.2.9	東京都大田区		ABC粉末加圧式4型 1966年製造	消火器操作時、キャップ部分から破裂 キャップ部分の粒間腐食	金属製キャップ
1980.4.24	東京都荒川区	負傷者1名	ABC粉末加圧式10型 1973年製造	消火器を点検中、レバーに外力を加えたため内圧がかかり キャップ部分が破裂	金属製キャップ
1980.5.13	東京都西多摩郡	負傷者1名	ABC粉末加圧式20型 1968年製造	廃棄消火器を解体中、キャップを取り外そうとハンマー、タガネで叩いたところレバーが作動し、キャップ部が破裂	金属製キャップ
1980.7.16	東京都昭島市		強化液蓄圧式3型 1978年製造	都民指導用に配備され1階玄関に設置されていた消火器が突然異音とともに本体とノズル取付部が破断	1980年5月15日詰替実施 金属製キャップ
1980.7.21	長崎県島原市	負傷者1名	BC粉末加圧式 1967年製造	廃棄物回収中	底部の破損
1980.7.26	北海道札幌市	負傷者1名	ABC粉末加圧式	廃棄消火器を解体するためキャップをハンマーで叩いたところ破裂したもの	キャップ
1980.9.25	徳島県徳島市	死者1名	BC粉末加圧式 1970年製造	廃棄消火器を消火訓練のために放射	底部の破損
1980.12.2	東京都葛飾区	負傷者1名	ABC粉末加圧式10型 1972年製造	点検時キャップ開閉にハンマー、ドライバー等を用いて叩いたため亀裂が生じ、外力で消火器が操作された際、キャップが破裂し付近にいた従業員が負傷	金属製キャップ
1980.12.9	三重県上野市		ABC粉末加圧式20型 1968年製造	消火訓練中	金属製キャップの破損
1980.12.29	山口県宇部市	死者1名	BC粉末加圧式	消火訓練中	底部が破損
1981.3.16	東京都江戸川区		ABC粉末加圧式10型 1974年製造	都民の消火訓練に使用する消火器を操作したところ、下部の腐食部分が破損。街頭に設置されたもの	容器本体下部
1982.3.9	高知県高知市	負傷者1名(軽傷)	ABC粉末加圧式 1966年製造	消火訓練中	金属製キャップの破損
1982.8.15	石川県金沢市	負傷者1名(中等症)	ABC粉末加圧式 1969年製造	火災消火のため使用	金属製キャップの破損
1983.7.7	兵庫県揖保郡	負傷者1名(中等症)	ABC粉末加圧式20型 製造後約10年	消火訓練中	容器本体底部
1984.1.27	東京都大田区	軽傷者1名	ABC粉末加圧式 1972年製造	廃品回収した消火器を解体するために、タガネをキャップにあてハンマーで強打し破裂	金属製キャップ
1984.8.18	東京都中央区		ABC粉末加圧式 1972年製造	消火訓練のため使用。キャップ破裂	金属製キャップ
1984.9.2	東京都港区		ABC粉末加圧式 1973年製造	消火訓練のため使用。キャップ破裂	金属製キャップ
1984.10.21	東京都世田谷区		ABC粉末加圧式 1979年製造	消火訓練のため使用、本体容器底部破裂。 設置場所の環境により腐食	容器本体下部
1985.3.13	神奈川県藤沢市	重傷者1名	ABC粉末加圧式20型 1974年製造	消火訓練に廃棄消火器を使用、本体容器底部破裂	
1985.4.12	北海道稚内市	死者1名	ABC粉末加圧式 1978年製造	火災消火のため使用(たき火を消すため使用)	容器本体
1985.5.28	東京都渋谷区	中等症1名 軽傷者1名	四塩化炭素蓄圧式 1963年製造	廃棄消火器を子供がいたずら。 穴の中で放射薬剤による中毒	消火薬剤による中毒
1985.5.30	新潟県新発田市	負傷者1名(重症)	ABC粉末加圧式 1974年製造	廃棄消火器を操作	容器本体下部
1985.6.17	東京都目黒区		ABC粉末加圧式 1983年製造	消火訓練に使用。本体容器下部破損。 寿司屋に設置、職人による酢の水が集中してかかったことで腐食	容器本体下部
1985.6.20	東京都府中市	軽傷者1名	ABC粉末加圧式 1973年製造	消火訓練に使用。キャップが破裂	金属製キャップ

消火器による事故について

事故概要一覧—3

事故発生年月日	場所	人的被害	機種型式	事故概要	
				事故発生時の状況	破損箇所
1985.11.4	北海道旭川市	死者1名	ABC粉末加圧式	たき火の消火作業中底部破裂	容器本体下部
1986.2.7	宮城県角田市	後遺症手足の痺れ	ABC粉末加圧式2型 合成樹脂容器1969年製造	家庭で天ぷら油火災に使用	合成樹脂容器
1986.6.15	福岡県福岡市		ABC粉末加圧式1970年製造	雨ざらしで10年間放置による自然破裂。失効特例満了	
1986.11.8	兵庫県加古川市	死者1名	ABC粉末加圧式20型 1970~1971年製造	廃棄消火器を操作	容器本体下部
1987.2.28	福岡県博多区	重傷者1名	ABC粉末加圧式10型 1979年製造	廃材の残火を消火しようとしたところ、容器底部が腐食のため底が抜けて顔面に激突。水洗場所、床面に直置き	容器本体下部
1988.3.24	宮城県塩釜市	死者1名	ABC粉末加圧式20型 1968年製造	揚げ物なべ火災に使用、底部破裂。 1983年2月失効特例満了	容器本体下部
1988.5.21	千葉県千葉市	重傷者1名	ABC粉末加圧式10型 1978年製造	消火訓練中、本体が飛び見学者を直撃。 点検時にキャップを完全に締め付けていなかった	金属製キャップの緩み
1989.6.27	岩手県矢巾市	死者1名	二酸化炭素蓄圧式7型	資源再生業者が油圧切断機で解体中破裂して頭部に受傷し死亡。CO ₂ ガスを抜かず圧縮解体と推定	容器本体
1990.6.15	神奈川県横須賀市	死者1名	蓄圧式50型消火器	廃棄消火器解体作業中	キャップ
1990.12.9	鹿児島県加世田市	負傷者1名	ABC粉末加圧式1978年製造	女児が消火器をいじって操作し、容器本体底部の腐食により破裂。顔に直撃	底部が破損
1992.8.30	静岡県三島市	負傷者1名(重症)	ABC粉末加圧式	消火訓練中	底部が破損
1994.7.14	東京都練馬区	負傷者1名(中等症)	ABC粉末加圧式20型 1983年製造	廃棄消火器を操作	容器本体下部
1996.1.17	福岡県福岡市	負傷者1名	住宅用強化液1リットル蓄圧式/1993年製造	消火訓練中 天ぷら油火災の消火中に火傷を負った	
1996.11.4	神奈川県横浜市	負傷者1名	ABC粉末加圧式4型 1976年製造	消火訓練中	消火器の口金
1999.12.28	東京都北区	負傷者1名	ABC粉末加圧式10型 1987年製造	解体作業中	容器本体底部
2001.3.5	愛知県名古屋市	死者1名	ABC粉末加圧式20型 1979年製造	廃棄のための放射操作	容器本体底部
2001.4.22	北海道帯広市	死者1名	ABC粉末加圧式20型 1977年製造	野焼きの火を消火しようとして操作	容器本体底部
2001.11.22	福島県いわき市	負傷者1名	ABC粉末加圧式10型 1975年製造	子どもが遊んでいたところ破裂	底部が破損
2004.7	千葉県八千代市	負傷者1名	ABC粉末加圧式10型 1975年製造	消火器を分解中、口金が割れてガスが噴出し、飛び出した	口金が破損
2005.5.28	山口県岩国市	負傷者1名	粉末加圧式10型	廃棄物最終処分場でパワーショベルで消火器をはさんだ際、消火器が飛び、直撃した	
2005.6.16	宮崎県宮崎市	負傷者1名	ABC粉末加圧式10型 1981年製造	薬剤の抜き取り作業中なんらかの原因で消火器が破裂、顔面骨折	
2005.10.30	奈良県大和郡山市	負傷者2名		近くの空き地に噴射しようとしたところ破裂	容器底部
2006.4	佐賀県佐賀市	負傷者1名	ABC粉末加圧式10型	個人住宅に設置していた消火器を移動した際、底部の腐食部分が破裂	容器本体底部
2006.9.22	京都府京都市	負傷者1名	ABC粉末加圧式10型 1989年製造	廃棄作業のため消火器を操作したところ、さびた破片または容器が直撃、負傷	容器本体底部
2008.4.10	北海道函館市	負傷者1名	ABC粉末加圧式20型 1981年製造	腐食が進んだ消火器を廃棄するため、消火薬剤を放射しようとした際に底部が破裂	容器本体下部

消火器による事故について

事故概要一覽—4

消火器による事故について

関連通知・通達一覧

消火器の廃棄処理の指導について

[昭和54年1月24日 消防予第17号・各都道府県消防主管部長あて 消防庁予防救急課長]

さる3月25日富山県において廃棄消火器による人身事故が発生し、死者を出す惨事となった。これは、廃棄された消火器の腐食が激しく加圧用ガス容器がとりのぞかれていないまま屋外に放置されたことによるものと考えられる。

今後このような事故が発生しないよう消火器の廃棄処理について安全対策の徹底及び環境汚染の防止を図るために、下記の事項に十分留意のうえ廃棄処理するよう消火器の販売、点検、整備等を行う業者に対して特段の指導をお願いするとともに貴管下市町村に連絡のうえ指導するようよろしくお願ひする。

記

1 屋外等放置防止の周知徹底

型式承認が失効し「消防用機械器具等及び消防設備等の技術上の基準に関する特例を定める省令」(昭和52年自治省令第3号)に定める期間が過ぎたもの又は点検の結果、腐食、損傷その他異常が認められ廃棄すべき消火器と判定されたもの等廃棄処理の必要がある消火器で、廃棄処理するまでの間一時保管する場合は、高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)の適用を受ける加圧用ガス容器等及び本体容器又は蓄圧式の圧力容器等があり、また薬剤も硫酸、四塩化炭素の劇物が使用されているものもあるので、屋外等へ放置することなく外部の者が侵入できない施設に保管すること。

2 消火器の廃棄処理の方法

消火器の廃棄処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)、「高圧ガス取締法」、「毒物及び劇物取締法」(昭和25年法律第303号)、「下水道法」(昭和33年法律第79号)等の法令を遵守するとともに次の方法又はこれに準じた方法により処理すること。

(1) 消火器本体の処理

消火器本体は、次により処理を行うこと。

ア 本体容器及び部分品は、その材料ごとに金属材料とプラスチック類、ゴム等に分離して処理すること。

イ 高圧ガス取締法の適用を受ける二酸化炭素消火器(容器頭部が緑色に塗色されたもの)、ハロン1301消火器(容器頭部がねずみ色に塗色されたもの)の本体容器及び粉末消火器、強化液消火器の加圧用ガス容器(内容量100ml以上のもので緑色(二酸化炭素)又はねずみ色(窒素)に塗色されたもの)は、消火器メーカー又は高圧ガス容器専門業者に処理を依頼すること。

ウ 高圧ガス取締法の適用を受けない内容量100ml未満の加圧用ガス容器も常温で60kgf/cm²程度の圧力が加わっているので本体容器から分離し、処理を依頼するか又は排圧治具により排圧処理すること。

エ 蓄圧式消火器は6.0~9.8kgf/cm²の圧力が加わっているので消火器容器本体を倒立しバルブを開くなどして排圧処理すること。

(2) 消火薬剤の処理

消火薬剤は次により処理すること。なお、この場合各市の下水道条例により排水の制限があるので注意すること。

ア 酸アルカリ消火薬剤

(ア) 本体容器等に損傷その他異常がなく耐圧強度があると認められるものは薬剤を放射した後放流処理すること。

(イ) (ア)による処理ができないものについては、外筒液(炭酸水素ナトリウム)及び内筒液(硫酸)をそれぞれ取出し、内筒液は濃硫酸であるので取扱いに注意し、まず水で数倍にうすめてから外筒液に内筒液を徐々に加え中和した後、水で稀釈しながら放流処理すること。

イ 強化液消火薬剤

強化液消火薬剤は水素イオン濃度指数が高いので多量の水で稀釈(水素イオン濃度指数5.0以上9.0以下とする)し、水を流しながら放流処理すること。

ウ 泡消火薬剤

(ア) 泡消火薬剤を放射し、中和処理すれば泡の収集処理が困難となり、また、公共下水道等においても処理が困難となるので外筒液と内筒液を分離して処理すること。

(イ) 外筒液(炭酸水素ナトリウム)は、水で稀釈しながら放流処理すること。

(ウ) 内筒液(硫酸アルミニウム)は、酸性であるので稀釈(水素イオン濃度指数5.0以上9.0以下とする)し、水を流しながら放流処理すること。なお、放流する場合は、外筒液と混合しないように放流処理すること。

エ 粉末消火薬剤

粉末消火薬剤は飛散しないように袋に入れてからブリキ罐に入れ蓋をして処理すること。

オ 四塩化炭素消火薬剤

四塩化炭素は劇物であり取扱いには十分注意し、保健衛生上危害を生じるおそれのない場所で少量ずつ放出し揮発させる。

カ 二酸化炭素、ハロン1011、ハロン2402、ハロン1301消火薬剤

保健衛生上危害を生じるおそれのない場所で少量ずつ放出し揮発させる。

消火器による事故について

関連通知・通達—2

型式承認の失効した消火器の廃棄処理に係る事故対策等について

[昭和57年6月28日 消防予第142号・消防庁予防救急課長]

第1 型式承認の失効した消火器の廃棄処理に係る事故対策について

消防用機械器具等及び消火設備等の技術上の基準に関する特例を定める省令(昭和52年自治省令第3号。以下「特例省令」という)により、特例的に継続設置が認められている消火器(以下「特例消火器」という)のうち、特例省令において期間を6年とされたもの及び「型式承認の失効した消火器のうち軽補正をした消火器等の特例期間の取り扱いについて」(昭和53年4月10日付消防予第60号、消防危第41号)において期間を6年とされたものについては、昭和58年2月28日までの間に現行の基準に適合する消火器に取り替える必要があり、貴管下の消防機関においてそれぞれ指導を進めておられることと思料される。

型式失効の猶予期限が過ぎたこと等に伴い、廃棄される消火器(以下「廃棄消火器」という)については、その廃棄処理方法が適切でないことが原因となって人身事故を起こす例も起きているので、昭和58年2月28日に向けての一連の指導結果により取り替えられた廃棄消火器に関しても、このような事故が発生しないよう消火器の廃棄処理方法について安全対策の徹底及び環境汚染の防止を図る必要がある。

については、「消火器の廃棄処理の指導について」(昭和54年1月24日付消防予第17号)記に示した事項に十分留意のうえ適切な処置を講ずるよう消火器の販売、点検、整備等を行う業者に対して特段の指導をお願いするとともに、貴管下市町村にも連絡のうえ指導徹底を図るようよろしくお願いする。

なお、廃棄処理方法の周知徹底等に関しては、現在、「(社)日本消火器工業会」(住所:東京都台東区浅草橋3-25-7 消火器会館内 電話:03-866-6258)及び「全国消防機器販売業者協会」(住所:東京都台東区浅草橋3-25-7 消火器会館内 電話:03-863-2268)においてもパンフレットの作製など広報を行なうべく準備しているので、必要に応じこれらの機関とも連絡を取りながら事故の発生防止に努められたい。

第2 消火器操作機構の統一について

現在市販されている消火器の操作機構はメーカー毎に異なるため、消火器を操作する人々にとって必ずしも便利とは言い難い面がある。

このため、消防庁では、昭和56年4月に「消火器操作機構統一検討委員会(以下「委員会」という)を設置し、火災時に誰でも容易に、かつ、確実に操作できるよう、その操作機構を統一することについて種々調査研究を進めてきたところである。

この度委員会において「小型消火器の安全栓は上抜き方法に統一することとする」及び「作動済の表示について、安全栓を抜いただけでは使用済の表示はされずに、レバーを握り、加圧ガス容器の封板が破壊された場合に使用済の表示がなされるものとする」等を骨子とする中間報告書がまとめられた。

委員会では引き続き安全栓等の基準の細目を検討しているところであり、消防庁はその検討結果を参考にし年内を目途に消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)(以下「規格省令」という)の改正を行い、一定の準備期間を経た後その統一を行う予定である。

なお、この規格省令の改正により、現在市販され又は設置されている消火器はいずれもその型式が失効されることとなるが、それ以前に既に消防法第17条の規定に基づき防火対象物に設置されているものについては、従前の例により一定期間(おおよそ10年程度)その設置を特例的に認める経過措置を講じる予定である。については、今後安全栓等の統一に関する防火対象物の関係者等の混乱が生ずることのないよう適切な指導をするとともに貴管下市町村に対してもこの旨示され指導徹底を図られるようお願いする。

消火器による事故について

関連通知・通達—3

消火器による人身事故の防止について

[昭和60年5月31日 消防予第72号・各都道府県消防主観部長あて 消防庁予防救急課長通知]

さる4月12日北海道において、底部が腐食していた消火器を操作することにより、また5月30日には新潟県においても屋外に廃棄されていた消火器を操作することにより、それぞれ人身事故が発生し死傷者を出す惨事となつた。

今後このような事故が発生しないように消火器の安全対策の徹底を図るために下記事項に十分留意の上、その運用に遺憾のないよう特段の配慮をお願いするとともに、貴管下市町村にもこの旨示達され、指導の徹底を図るようよろしくお願ひする。

記

1 維持管理の徹底

義務設置に係る消火器については、その点検等維持管理の徹底を図るとともに、一般家庭等にある義務設置に係らない消火器にあっても、適切な維持管理に努め、特に腐食が発生しているものは製造業者、販売業者等に相談することを指導するなどその安全な使用について、広報等を通じて周知徹底すること。

2 廃棄処理の指導

消火器の廃棄処理については、「消火器の廃棄処理の指導について」(昭和54年1月24日付消防予第17号)により、さらに指導の徹底を図ること。

消火器の点検等の推進について

[昭和61年2月27日 消防予第14号・各都道府県消防主管部長あて 消防庁予防救急課長通知]

消火器による人身事故の防止の指導については、日頃から御努力願っているところであるが、消火器に起因する人身事故の発生が散見されている現状にかんがみ、今後ともかかる事故の一層の防止を図るため、下記の事項に留意の上、消火器の適切な設置、維持管理、点検及び適切な廃棄処分等がなされるよう火災予防運動、消火訓練等の機会をとらえその周知徹底を図られたい。

なお、貴管下市町村にもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

第1 設置上の留意点

- 1 消火器は、できるだけ通風がよく、目につきやすい場所に設置すること。
- 2 消火器は、ガスコンロや暖房器具等の熱や直射日光の当たる場所、風呂場、洗濯場、その他頻繁に水を使用する場所等湿気の多い場所又は雨水のかかる場所を避けて設置すること。

第2 点検等の維持管理上の留意点

- 1 消火器は、時々外観を点検し、次に掲げるような状態となっているものについては、消火器に係る消防設備士又は専門業者(以下「専門業者等」という)に整備等を依頼すること。

(1) 各部にさび、塗装のはく離、変形、損傷等があるもの。

なお、昭和54年以前に製造された亜鉛ダイカスト(亜鉛にアルミニウム、銅等を加えた鋳物用合金)製キャップを使用した消火器にあっては、粒間腐食(合金中の不純物が多い場合に結晶内部に発生する腐食現象)により、キャップの強度劣化を生じている場合があるので、キャップの光沢のないもの、表面にさび等の発生しているものについては、特に留意すること。

(2) 安全装置又は安全栓が変形、損傷等しているか又は安全栓のないもの。

(3) 使用済である旨の表示が現われているもの。

(4) ゲージ付の消火器にあっては、ゲージの指針が緑色部(使用圧力範囲)を示していないもの。

- 2 購入又は設置してから、5年以上経過している消火器で、その間に一度も専門業者等の点検、整備等を受けたことのないものにあっては、専門業者等の点検、整備等を受けることが望ましいこと。

第3 廃棄上の留意点

消火器を廃棄する場合には、みだりに放置等せず、当該消火器を購入した業者等の専門業者に依頼すること。

第4 その他

消火訓練等で消火器を用いる場合は、第2の1により外観を点検し、異常のあるもの又は老朽化しているものは使用しないこと。

消火器による事故について

関連通知・通達—4

消火器に係る人身事故防止の徹底について

[昭和63年12月9日 消防予第172号・各都道府県消防主管部長あて 消防庁予防救急課長通知]

消火器に係る人身事故防止に関しては、「消火器による人身事故防止について」(昭和60年5月31日付消防予第72号)、「消火器等の点検等の推進について」(昭和61年2月27日付消防予第14号)等により、指導を願っているところである。しかし、最近においても同様の事故が繰り返し発生していることは、誠に遺憾なことである。

今までに発生している消火器に係る人身事故は、主として加圧式消火器によって生じている。この理由としては、使用する際に圧力ガスが容器全体にかかるという加圧式消火器の構造上の特性に係る理解が不十分であるためによると考えられる。

これらを踏まえ、設置者、使用者等に加圧式消火器の構造特性等を十分理解してもらうとともに、維持管理及び使用に当たっての注意を促すことが必要である。このため、加圧式消火器に係る留意事項を下記のとおり取りまとめたので、指導に当たっての参考とするとともに、今後このような事故が発生しないように徹底を図られたい。

また、日本消火器工業会においても、この通知の趣旨にそって、消火器の容器本体に別紙のとおり使用上の注意事項を表示することとしている。

なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達されよろしくご指導願いたい。

記

1 加圧式消火器は、消火器の容器の内部又は外部に加圧源として加圧用ガス容器を有し、起動レバーを操作することにより加圧用ガス容器の封板が破られ、気化した二酸化炭素又は窒素の圧力により消火薬剤を放出する構造となっている。通常、消火器の容器内部は常圧(大気圧)であるが、使用時に二酸化炭素又は窒素の圧力により急激に容器内部の圧力が高まるため、容器の腐食、容器キャップのゆるみ、締め忘れ等構造上の弱点があればその部分から破壊することがある。従って、設置場所に留意するとともに、日常の点検、維持管理を十分実施しておくことが必要であること。

2 消火器は、次の事項に留意して設置すること。

- (1) できるだけ通風がよく、目につきやすい場所に設置すること。
- (2) 直射日光を受ける場所、頻繁に水を使用する場所等湿気の多い場所又は雨水のかかる場所を避けること。

3 消火器は、消防法令で定められた点検を実施するとともに、特に次の事項に留意し、時々外観点検を実施し適正に維持管理すること。

なお、異常のあるものについては、早急に消防設備点検資格者又は消防設備士に点検、整備等を依頼すること。

- (1) さび、塗装のはく離、変形、損傷等の有無。

- (2) キャップのゆるみの有無。

- (3) 亜鉛ダイキャスト製キャップを使用しているものにあっては、キャップ表面の光沢及びさび等の状況。

- (4) 安全装置又は安全栓の変形、損傷、紛失等の有無。

- (5) 使用済である表示の状況。

- (6) 購入又は設置してから、5年以上経過している消火器にあっては、その間の整備の状況。

- (7) 法令に基づき設置されているものにあっては、型式承認の失効に伴う設置可能期間の確認。

4 消火器の点検、整備等の際は、次の事項に留意すること。

- (1) 組み立て等の際は、各部の取付け状況及びボルト等の締めつけ状況を十分確認すること。

- (2) 消火器を廃棄する場合には、みだりに放置等をせず、当該消火器を購入した業者等の専門業者に依頼すること。

5 その他

消火訓練等で加圧式消火器を用いる場合は、前記3に掲げた事項に留意して外観を点検し、異常のあるもの又は老朽化しているものは使用しないこと。

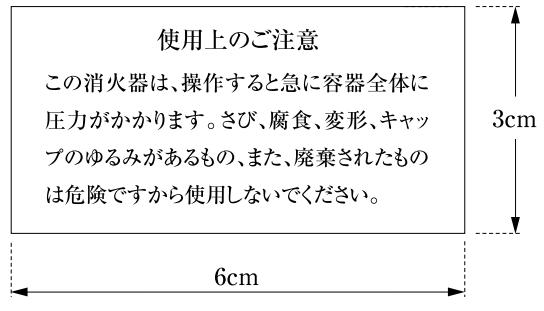
別紙 加圧式消火器の使用上の注意事項表示について

1 表示事項

消火器の容器本体に、次の使用上の注意事項を表示することとしている。

2 昭和64年1月末以降において製造される加圧式消火器については、製造時に表示することとしている。この場合において、従来から表示されている維持管理等の項目に追加表示される場合もあること。

3 既設の消火器にあっては、点検等の機会をとらえて、「使用上の注意事項」を記載したラベル等を貼付することとしている。



消火器による事故について

関連通知・通達—5

消火器の廃棄に際しての事故防止について

[平成13年3月9日 消防予第77号・各都道府県消防主管部長あて 消防庁予防救急課長]

消火器に係る人身事故防止に関しては、「消火器廃棄処理の指導について」(昭和54年1月24日付消防予第17号)、「消火器による人身事故防止について」(昭和60年5月31日付消防予第72号)、「消火器等の点検等の推進について」(昭和61年2月27日付消防予第14号)、「消火器に係る人身事故の防止の徹底について」(昭和63年12月9日付消防予第172号)、等により指導をお願いしているところです。

しかしながら、去る3月4日に名古屋市において、屋外に放置し腐食が進んだ消火器を廃棄するために粉末薬剤を放射しようとした際に、消火器が破裂し、死者が発生するという痛ましい事故が発生しました。

のことから、消火器の事故の発生を防止するため、今後、下記事項に留意の上、種々の機会をとらえ関係者に周知徹底を図られるようお願いします。

なお、貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨指導されるようお願いします。

記

1 消火器の廃棄について

- (1) 不用になった消火器については、放射、解体等の廃棄処理を自ら行うことなく、引き取りを行っている事業者に速やかに廃棄処理を依頼すること。また、やむを得ない事情により不用となった消火器を保管する場合には、風雨にさらされる場所及び湿潤な場所を避けること。
- (2) さびの発生が見られる加圧式の消火器は、容器破裂の危険が大きいので、決して薬剤を放射しないよう特に注意されたいこと。

2 消火器の維持管理について

- (1) 消火器の設置場所は、できるだけ風通しが良く、目につきやすい場所とし、風雨にさらされる場所、湿潤な場所等を避けること。
- (2) 消防法上の点検義務のない消火器についても、その状態に注意を払い、老朽化等異常が発見されたものは、消火訓練等も含めて使用しないこと。

3 消防機関における情報提供等について

消防機関においては、消火器を設置している防火対象物の関係者及び一般家庭に対して、1及び2の内容について周知を図るとともに、消火器の引き取りを行っている事業者を把握し、一覧表を作成しておく等消火器の廃棄処理に関する問い合わせに回答できる体制を整えていただきたいこと。

消火器による事故について

関連通知・通達—6

老朽化消火器の適切な取扱いに係る周知の徹底について

[平成21年9月17日 消防予第394号・各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・指定都市消防長あて 消防庁予防課長通知]

老朽化消火器の破裂による人身事故防止については、平成13年度に全国で3件の死傷者を伴う事故が発生したことを受け、同年以降、全国火災予防運動において老朽化消火器の適正な回収を推進するとともに、「消火器の廃棄に際しての事故防止について」(平成13年3月9日付け消防予第77号)等を踏まえて指導を行うようお願いしてきたところです。

しかしながら、去る9月17日及び16日に大阪市東成区及び福岡県行橋市において、腐食が進んだ消火器を操作したことにより、消火器が破裂し受傷したと見られる事故が相次いで発生しました(別紙参照:省略)。

これを踏まえ、各都道府県及び消防機関においては、今後、類似の事故が発生することを防止するため、住民及び事業者に対して、下記事項についてより一層の周知徹底を図られるようお願いします。

その際には、各地域における廃消火器リサイクルの回収窓口及びその連絡先の一覧表を作成し、配布・広報する等、消火器の回収先の周知も併せて行うようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 消火器が風雨にさらされる場所や湿潤な場所等に設置されていないかを確認するとともに、消火器の状態を点検し、腐食が進んでいるものは、絶対に使用しないこと。
- 2 不用になった消火器については、放射、解体等の廃棄処理を自ら行うことなく、回収を行っている事業者に廃棄処理を依頼すること。特に、腐食が進んでいる加圧式の消火器は、容器破裂の危険性が大きいので、速やかに廃棄処理を依頼することが望ましいこと。

消火器による事故について

関連通知

別紙

過去10年間における老朽化消火器の破裂による人身事故の状況

事故発生 年 月		場所	人的被害		機種型式	製造年	製造年経過年数	事故概要	
								事故発生の状況	破損箇所
平成 11	12	東京都北区	負傷者	1名	ABC粉末加圧式10型	1987	12	解体作業中	容器本体底部
13	3	愛知県名古屋市	死者	1名	ABC粉末加圧式20型	1979	22	廃棄のための放射操作	容器本体底部
13	4	北海道帯広市	死者	1名	ABC粉末加圧式20型	1977	24	野焼きの火を消火しようとして操作	容器本体底部
13	11	福島県いわき市	負傷者	1名	ABC粉末加圧式10型	1975	26	子供が遊んでいたところ破裂	底部が破損
16	7	千葉県八千代市	負傷者	1名	粉末加圧式10型	—	—	消火器を分解中、口金が割れてガスが噴出し、飛び出したもの	口金が破損
18	4	佐賀県佐賀市	負傷者	1名	ABC粉末加圧式10型	—	—	個人住宅に設置していた消火器を移動した際、底部の腐食部分が破裂	容器本体底部
18	9	京都府京都市	負傷者	1名	ABC粉末加圧式10型	1989	17	下水へ流すため、安全栓を抜き、レバーを握ったところ破裂	容器本体底部
20	4	北海道函館市	負傷者	1名	粉末加圧式	1981	27	廃棄するため、レバーを握ったところ破裂	容器本体底部
21	9	大阪府大阪市	負傷者	1名	ABC粉末加圧式20型	1989	20	子供が遊んでいたところ、屋外駐車場に置かれていた消火器が破裂	容器本体底部
21	9	福岡県行橋市	負傷者	1名	—	—	—	納屋の軒下に置かれていた消火器を自ら廃棄しようと、操作したところ破裂	容器本体底部

(注) (社)日本消火器工業会の調査及び関係消防本部からの報告による。

事故防止のための消火器の耐用年数明記について

1・消火器にも寿命があります。

◎工業製品である以上、消火器にも経年変化による寿命があります。

製造者は、耐用年数をそれぞれの消火器に明記しています。

◎消火器は圧力容器です。設置状況や維持管理の悪い消火器、あるいは耐用年数をこえて設置されている消火器は、破裂による人身事故の危険があります。

2・消火器は定期的に点検してください。

◎耐用年数以内といえども、消防法に基づく法定資格者（消防設備士・点検資格者）による定期的な点検を受け、異常のあるものは適切な整備を行ってください。

◎設置環境の悪いところでは、容器や取扱説明書に記された耐用年数に耐えられないこともありますので、高温・多湿・腐食性ガスや潮風の当たるところでは消火器ボックスに入れる等の保護をし、特に維持管理にご注意ください。

3・消火器は一発勝負です。

◎普段は使用することなく、いったん火急の場合にはその機能が発揮されなければならないのが消火器の使命です。

◎したがって消火器は、すべて厳格な国家検定に合格したものでなければ販売できません。

4・耐用年数を過ぎた消火器は速やかに更新してください。

◎それぞれの消火器に明記してある耐用年数を過ぎた消火器は、新しい消火器と取り替えてください。

◎錆・腐食・変形などが発生した消火器は、それぞれの消火器に明記してある耐用年数以内でも新しい消火器と取り替えてください。

◎耐用年数は保証期間を意味するものではありません。

5・メンテナンスフリーの住宅用消火器について。

◎メンテナンスフリーの住宅用消火器は、国の定めにより消火器のプレート内に使用期限または使用期間の表示が義務付けられています。その期限または期間を過ぎた消火器は新しい消火器に取り替えてください。

消火器の商品特性から、維持管理の重要性は申しまでもありませんが、消費者の事故防止のため消火器の耐用年数を一般の使用者の方に周知徹底することは消火器工業会の責任と考えております。

平成8年7月

社団法人 日本消火器工業会

「消火器の耐用年数8年～10年」について

—2

■ 消火器は圧力容器です

- 消火器は一般の工業製品と異なり日常的に使用するものではないだけに、設置がすなわち使用状況にあることを理解していただき、日常の点検整備を重視してください。
- 消火器を永く設置し、[イザ!]というときにすぐ使用していただくためには、なによりも消火器が圧力容器であることを基本認識としてください。
- そうしたことを明示し、日常的に注意していただくために「取扱説明書」や「警告ラベル」では、『危険項目』を第1番目に取り上げています。
- このあと『注意項目』とつづきます。
- 『危険』の項で強調していますように「サビ・キズ・変形及びキャップにゆるみ」のあるものは耐用年数に関係なく、絶対にご使用にならないようお願いします。
- 『警告』の中に「製造後10年を過ぎたものは、耐圧試験圧力値による水圧試験を実施してください。」と警告しています。
- 濡れた床や地面に直接設置しないでください。
直接置くと「容器のサビの原因」となります。

*警告ラベルおよび取扱説明書での『危険項目』は次の通りです。

△ 危険

- 破裂のおそれがありますので下記の項目をお守りください。
- 錆、傷、変形、キャップのゆるみのあるものは絶対に使用しないでください。
- 分解しないでください。廃棄の際は専門業者または記載されている電話番号にお問い合わせください。

*取扱説明書での『警告項目』は次の通りです。

△ 警告

- 破裂の原因や人身事故のおそれがありますので下記の項目をお守りください。
- 半年毎に法令で定められた点検を行ってください。
- 製造後10年を過ぎたものは、耐圧試験圧力値による水圧試験を実施してください。
- 腐食しやすい場所、湿気の多い場所、潮風や雨風にさらされる場所に設置しないでください。
- 濡れた床や地面に直接置かないでください。
- 使用温度範囲を超える場所に設置しないでください。
- 人に向けて消火薬剤を放射しないでください。呼吸困難等の危害を引き起こす恐れがあります。
- 使用時には火元から3m以上離れてから放射を開始してください。近づきすぎると火傷の恐れがあります。
- 避難経路を確保しながら消火してください。

「消火器の耐用年数8年～10年」について

—3

■「耐用年数8年～10年」とした理由

消火器の耐用年数を[8年～10年]とした理由は、製造者の責任において次のようなことによります。

- 工業製品である以上経年変化はまぬがれず、一般工業製品と同じように消火器にも寿命があること。
- メーカー(製造者)として行った過去における製品の事故調査で、破裂などの事故発生の原因となった消火器のほとんどが、設置後8年以上を経過したものであったという経験。
- (財)日本消防設備安全センターで保守点検制度を導入する際に実施した、6万本にもおよぶ追跡調査に基づく平均寿命(内部資料)のデータを参考にし、それに当社独自の研究成果を加えて決定。

【参考データ・抜粋】／(財)日本消防設備安全センターの資料より

■修理内容

泡消火器・粉末消火器において修理本数の多い不良内容(ホース不良、ホーン・ノズル不良、内筒不良、薬剤不良)を修理年ごとに分類し、累積修理率表とワイルド直線を用いて分析した結果、修理までの平均寿命は泡消火器7.4年、粉末消火器7.8年(薬剤不良6.6年)という結果が得られた。

●平均寿命(修理)

消火器	修理内容	MTBF (平均寿命)	B10 (信頼度90%の信頼寿命)
泡消火器	ホース不良 ホーン・ノズル不良 内筒不良	7.4年	3.5年
	ホース不良 ホーン・ノズル不良 薬剤不良	7.8年	3.6年
粉末消火器	薬剤不良	6.6年	2.6年

■廃棄内容

本体等不良により廃棄した泡消火器・粉末消火器別、工場地域・海岸地域別に分類し、累積廃棄率表とワイルド直線を用いて分析した結果、廃棄までの平均寿命は泡消火器9.4年、粉末消火器10年という結果が得られた。地域別では、海岸地域に設置されている消火器は工場地域より平均寿命が約2年も短いという結果が得られた。

●平均寿命(本体等不良の廃棄)

消火器	地 域	MTBF (平均寿命)	B10 (信頼度90%の信頼寿命)
泡消火器	全 地 域	9.7年	5.4年
	工 場 地 域	10.8年	4.9年
	海 岸 地 域	8.5年	4.0年
粉末消火器	全 地 域	10.0年	5.3年
	工 場 地 域	10.0年	5.0年
	海 岸 地 域	7.7年	3.4年

* 消火器の点検基準が改正(2011年4月1日施行)され、蓄圧式消火器の内部点検開始時期を「製造後3年を経過したもの」から「5年経過」に改め、製造年から10年を経過した消火器に対する耐圧性能点検(水圧試験)が義務付けられました。これにより、有資格者(消防設備士・点検資格者)の責任において点検を実施し、消火器の良・否を決定してください。

※ただし、製造後10年を経過し、外形点検において腐食等がなかった消火器については、施行後3年間は抜き取り方式による実施が可能。
※小型・大型消火器が対象です。二酸化炭素消火器およびハロゲン化物消火器を除きます。

■住宅用消火器はメンテナンスフリーです

『消火器の耐用年数8年～10年』は以上の理由によって決められましたが、[住宅用消火器]は、消火器の規格改正('93年2月)によってメンテナンスフリーの構造となっており、消火器のプレート内に「有効年数(5年)」の表示が義務づけられています。したがって、その年数を経過したものは交換する必要があります。

なお家庭用としては、台所や居間・寝室に置いて簡単に使えるスプレータイプの「エアゾール式簡易消火具」があります。この簡易消火具の有効年数は3年を目安に設定され、容器に表示されています。

住宅用消火器の
有効年数は**5年**

エアゾール式
簡易消火具の
有効年数は**3年**

「消火器の耐用年数8年～10年」について

—4

■消火器を廃棄する場合は専門業者に依頼してください

圧力容器である消火器を、古くなったからといって勝手に捨てるのは危険です。(不法行為になります)

必ず、販売店か製造元などの専門業者に引き取りを依頼してください。

広域認定制度とは…

環境大臣が廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資する、広域的な処理を行う製造事業者等を認定し、廃棄物処理業に必要な地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度です。

[廃棄物処理法 第9条の9、第15条の4の3]

●廃消火器リサイクルシステムでは、この広域認定制度を活用することとし、消火器工業会としての団体申請を行いました。

消火器工業会との委託契約関係に基づき、特定窓口(販売代理店)、運搬業者(二次物流)、指定引取場所、リサイクル施設などを広域認定範囲に入れています。

●広域認定を受けた廃消火器リサイクルシステムで特定窓口になると、関係する地方公共団体の許可は不要となり、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」の送付、回収、保存等の義務は免除されます。なお、排出事業者である消火器ユーザーは、特定窓口に廃消火器を引渡す場合、マニフェストの交付は必要ありません。

産業廃棄物管理票の交付を要しない場合【施行規則第8条の19 第5号】

廃棄物処理法第15条の4の3の認定(広域認定)を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合

■旧型式の消火器は、2012年1月1日より型式失効となりますので、猶予期間である2021年12月31日までに全交換が必要です。

消火器の安全上の注意事項等についての表示が義務付けられ、2011年1月1日から消火器の規格が変更になりました。これにより2012年1月1日から旧型式の消火器は型式失効となり、2021年12月31日までに新規格の消火器へと交換が必要です。

質問:

改正前の規格により適合した消火器はいつまで販売できるのか。また、消防法により設置が義務付けられている防火対象物で、既に設置されている改正前の規格に適合した消火器は、いつまで改正後の規格に適合した消火器と同等とされるのか。

答:

改正前の規格に係る型式承認を受けている消火器は、平成23年12月31日まで販売し新たに設置することができます。また、平成23年12月31日に設置された改正前の規格に適合した消火器については、平成33年12月31日まで、特例により技術上の規格に適合することとしております。

出展:平成22年12月22日

消防庁:消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(案)等に対する意見募集の結果

※型式失効とは…

現行の技術要求水準に適合しなくなった旧式の機器を対象に一定条件で新しい規格の機器に交換することを義務付ける消防法で定められた制度です。型式失効の対象になると消火器とは認められません。

「消防器の耐用年数8年～10年」について

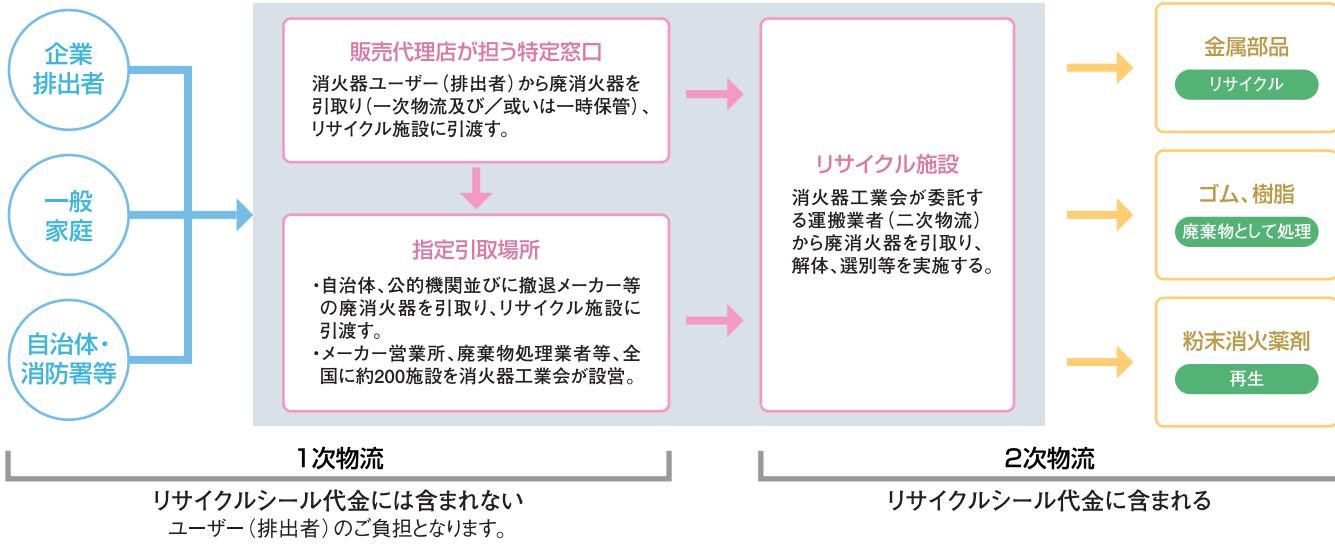
-5

■廃消火器リサイクルシステム

2010年1月1日より廃消火器リサイクルシステムの運用が始まりました。

現在使用されている消火器を廃棄する場合は、廃棄する際に下記のリサイクルシールをユーザー（排出者）が購入して貼付します。またシステム開始後に製造される消火器は、製品の出荷時にリサイクルシール付で販売されます。

【廃消火器リサイクルシステムの概要】



【消火器リサイクルシール(新製品用)】

■次のA・B・C・D区分に従って、2011年1月受検品よりリサイクル費用が上乗せされます。

Aグループ

〈对象製品〉

- 粉末(ABC)消火器
20型以下
 - 住宅用消火器



Cグループ

〈对象製品〉

- 粉末(ABC)消防器
50・100型
 - 移動式粉末消防設備
33kg



Bグループ

〈対象製品〉

- 強化液(中性)・機械泡消火器
8L以下
 - 二酸化炭素消火器
15型以下
 - 厨房用消火装置用本体容器
 - BC粉末消火器 20型以下
(特殊火災用放射器含む)



Dグループ

〈対象製品〉

- 二酸化炭素消火器
50型
 - 機械泡消火器 20L
 - パッケージ型消火設備



※リサイクル費用について
リサイクル費用とは、消火器の解体・選別・リサイクルの費用（二次物流を含む）です。
回収のための収集運搬・保管費用は含まれておりません。
日本消火器工業会、消火器リサイクル推進センターからもお知らせが出ております。
予めリサイクルシールが貼られていない消火器を処分する際は、リサイクルシール（有料）をご購入ください。

■廃消火器リサイクルシステムの特長

1. 消火器工業会が契約を結んだ収集運搬・保管・処理施設だから安全・安心
 2. リサイクルシールの貼付により書類が簡素化された
 3. 製品出荷時に廃棄費用を徴収する前払い方式による確実なリサイクル行程の実現

廃消火器の適切な処理について

— 1 —

■ 廃消火器とは？

使用されたり、点検の結果廃棄することとなった消火器は、廃消火器と呼ばれ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に基づいて処理をしなければなりません。

代表的な消火器である粉末（ABC）消火器を例にとると…

事業所から出た廃消火器は、廃棄物処理法上、消火薬剤であるABC粉末は「事業系一般廃棄物」、容器やホースなどは「産業廃棄物」と位置づけられます。粉末（ABC）消火器は「一般廃棄物と産業廃棄物の混合物」となります。

一方、家庭から出た廃消火器は、法律上「一般廃棄物」と位置づけられます。

（法的根拠／廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用上の疑義について〔平成七年二月二日生経第一五二号大阪府警察本部生活安全部生活経済課長から厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長あて照会〕）

■ ヤマトプロテックの対応

当社では、廃消火器を廃棄物処理法に基づき適正に処理することと、より一層のリサイクルを推進するため、2009年（平成21年）12月28日、環境省が所管する廃棄物処理法の「広域認定制度」のもと、対応しております。

認定番号：平成21年第3号＜一般廃棄物＞、第179号＜産業廃棄物＞

この認可を受け当社は、循環型社会形成への貢献、不法投棄の防止、老朽化消火器による事故の防止に取り組んでおります。廃消火器の適切な処理にご協力ください。

● 消火器の年度別製造本数

右表は、1997年（平成9年）から2011年（平成23年）までに製造された消火器の年度別本数で、合計6,124万本になります。

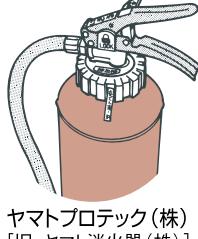
その内、1997年から2002年までの「有効使用期間8年」を過ぎた消火器は2,242万本あります。1996年以前に製造されたものの中にも回収されていない古い消火器があるはずですから、廃消火器の総数は、かなり大きなものになると考えられます。

これらの廃消火器はどのくらい回収・処理されているのでしょうか……。

一日も早い廃消火器の回収・処理が必要です。

1997年（平成9年）	367万本
1998年（平成10年）	324万本
1999年（平成11年）	333万本
2000年（平成12年）	371万本
2001年（平成13年）	436万本
2002年（平成14年）	411万本
2003年（平成15年）	392万本
2004年（平成16年）	375万本
2005年（平成17年）	396万本
2006年（平成18年）	417万本
2007年（平成19年）	464万本
2008年（平成20年）	423万本
2009年（平成21年）	421万本
2010年（平成22年）	498万本
2011年（平成23年）	496万本

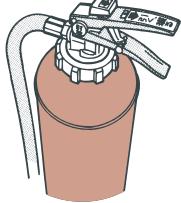
● 上抜き式以外の安全栓／各メーカーの失効消火器例



ヤマトプロテック（株）
〔旧・ヤマト消火器（株）〕



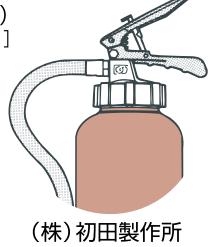
（株）丸山製作所



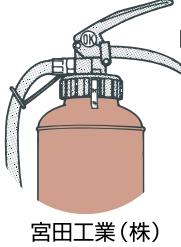
（株）モリタ
〔旧・森田ポンプ（株）〕



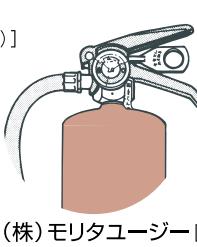
日本ドライ
ケミカル（株）



（株）初田製作所



宮田工業（株）



（株）モリタユージー〔旧・ユージー（株）〕

廃消火器の適切な処理について

—2

■ヤマトプロテックの取り組み

消火器のトップメーカーの責務として独自の技術で回収された消火器の解体・処理に取り組んできた当社は、リサイクル処理専用施設を稼働しています。資源の再利用はもちろん、老朽化した消火器による痛ましい事故を防ぐ活動とともに、消火器を通じ環境問題の解決に取り組んでおります。

■廃消火器回収・処理システム



ヤマトプロテック株式会社

ビル防災設備 プラント防災設備 避難警報設備 各種消火器

ホームページ <http://www.yamatoprotec.co.jp/>

本 社 〒108-0071 東京都港区白金台5-17-2
TEL.03-3446-7151(代)・FAX.03-3446-7160

大 阪 事 業 所 〒537-0001 大阪市東成区深江北2-1-10
TEL.06-6976-0701(代)・FAX.06-6976-0802

名 古 屋 支 社 〒462-0032 名古屋市北区辻町5-58
TEL.052-914-2381・FAX.052-914-2435

札 幌 支 店 〒065-0027 札幌市東区北27条東19丁目1-1
TEL.011-780-1700・FAX.011-780-1701

仙 台 支 店 〒984-0012 仙台市若林区六丁の目中町6-1
TEL.022-287-9531・FAX.022-287-9534

さいたま支店 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1-68
TEL.048-652-1345・FAX.048-652-1321

横 浜 支 店 〒241-0031 横浜市旭区今宿西町426-1
TEL.045-954-4411・FAX.045-954-4422

静 岡 支 店 〒422-8005 静岡市駿河区池田231-1
TEL.054-263-0119・FAX.054-262-7741

広 島 支 店 〒733-0005 広島市西区三滝町7-4
TEL.082-237-4625・FAX.082-239-3859

四 国 支 店 〒791-1126 松山市大橋町202
TEL.089-963-5850・FAX.089-963-5877

福 岡 支 店 〒812-0893 福岡市博多区那珂5-7-12
TEL.092-411-4224・FAX.092-411-4229

大 阪 工 場 〒587-0042 大阪府堺市美原区木材通2-2-38
TEL.072-361-5911・FAX.072-361-6370

東 京 工 場 〒300-1312 茨城県稟敷郡河内町長竿道前1951
TEL.0297-84-4451・FAX.0297-84-4716

中 央 研 究 所 〒300-1312 茨城県稟敷郡河内町長竿道前1951
TEL.0297-84-4711・FAX.0297-84-4712

関 東 物 流 センター 〒243-0021 神奈川県厚木市岡田3-6-35
TEL.046-226-8161・FAX.046-228-7880

リサイクルセンター 〒587-0042 大阪府堺市美原区木材通2-2-38
TEL.072-361-7518・FAX.072-361-7519